

大規模自然災害

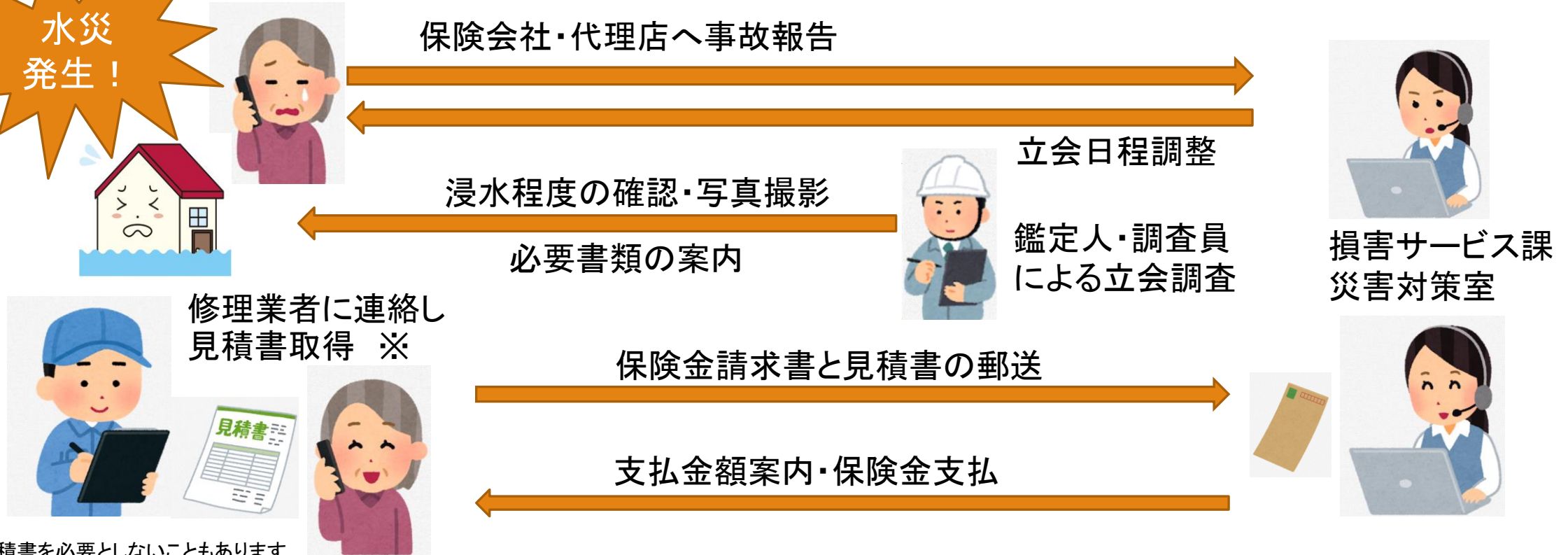
水災 簡易調査の方法

簡易調査によるお客様のメリット

保険金を通常調査よりも早く受け取れます！！

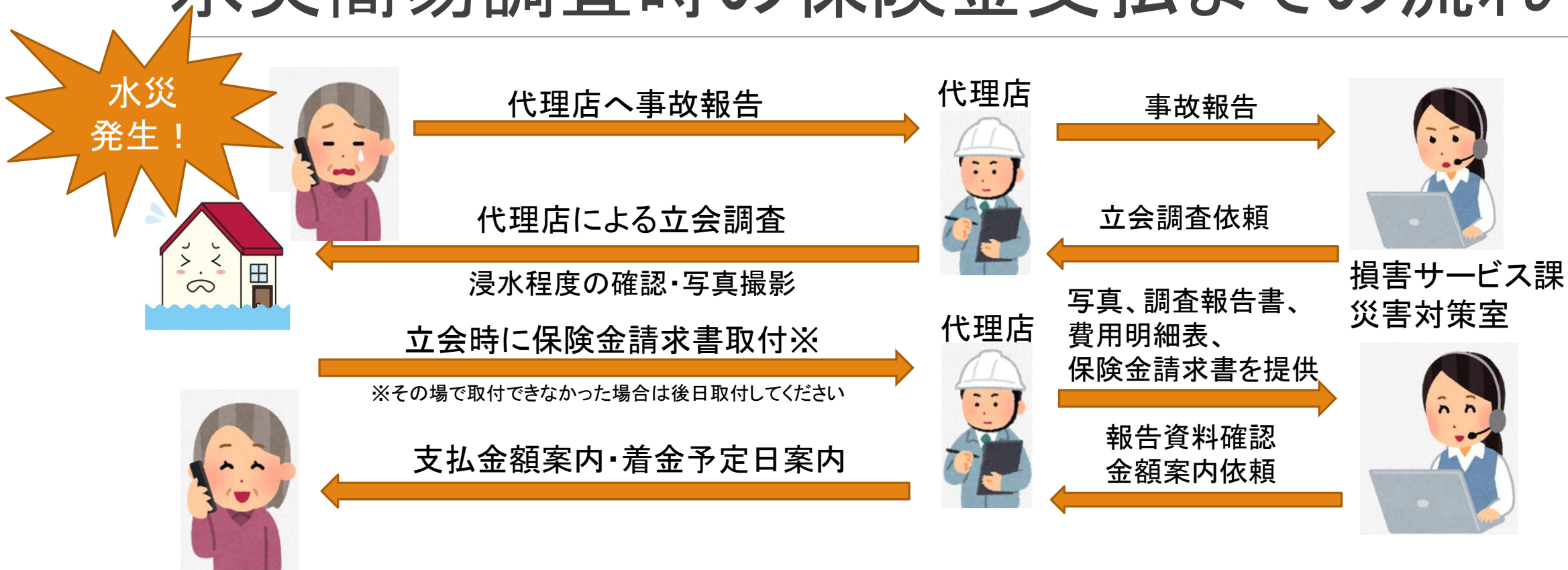


自然災害発生時の 一般的な保険金支払までの流れ



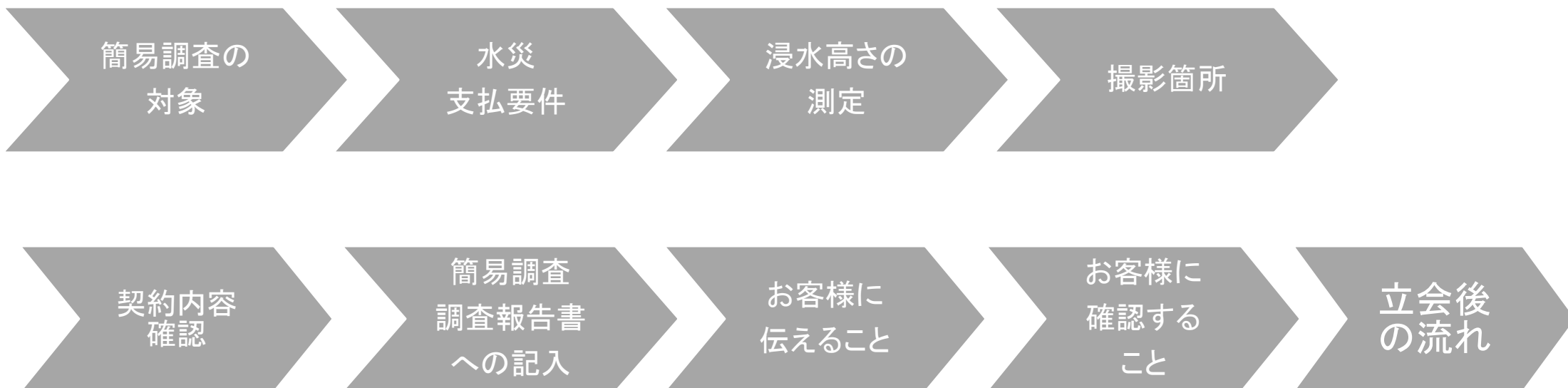
- 大規模災害時には事故報告が一時に集中するため立会調査や支払金額算出に時間を要します
- 修理業者も多数の方から見積書作成依頼を受けるため見積書発行にも時間がかかります

水災簡易調査時の保険金支払までの流れ



- 鑑定人・社員による立会日程調整を行うより早期にお客様宅の被害状況確認ができます
- お客様の見積書取付を待たずに保険金支払が可能になります

今回の研修内容



簡易調査の対象から
説明を開始します

今回の研修内容



簡易調査の対象から
説明を開始します

簡易の対象となるのは・・・

『個人用火災総合保険』のうち、
以下4つの条件に当てはまるものとします。

- | | | |
|-----|--------------|---------------------------------|
| 条件1 | 再調達価額(評価済)約款 | 時価・比例払約款は対象外 |
| 条件2 | 建物 | 家財・設備什器・商品は対象外 |
| 条件3 | 木造 | 鉄骨造(軽量鉄骨含む)・鉄筋コンクリート造は対象外 |
| 条件4 | 平屋と2階建建物 | 3階建以上の建物・
1階部分にピロティのある建物は対象外 |

簡易調査の対象にならない建物の例



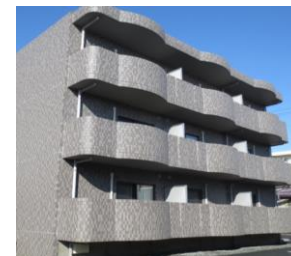
木造3階建建物 ×



鉄骨造 ×



1階にピロティ部分(ガレージ)のある
木造2階建建物 ×



鉄筋コンクリート造 ×

地下室のある建物 ×



家財 ×

今回の研修内容



次は個人用火災総合保険
水災事故の
支払要件の説明をします

2020年9月 個人用火災総合保険の水災支払要件

- I. 保険価額の30%以上の損害・・・約款第2条③(ア)
- II. 床上浸水による損害・・・約款第2条③(イ)
- III. 地盤面より45センチを超える浸水による損害
・・・約款第2条③(イ)



いずれかに該当した場合、支払対象となります

水災支払要件

I. 保険価額の30%以上の損害

どの程度の被害があると30%以上???

平屋の場合

床上35センチ以上の浸水がある場合

2階建建物の場合

1階の床面積と2階の床面積比が...

5:5の場合 1階部床上115センチ以上の浸水

6:4の場合 1階部床上90センチ以上の浸水

7:3の場合 1階部床上70センチ以上の浸水

面積比イメージ



1階



2階



1階



2階



1階



2階

水災支払要件

Ⅱ. 床上浸水による損害

『床上浸水』の定義

「居住の用に供する部分を超える浸水」を「床上浸水」といいます。

- 居住の用に供する部分の床とは、畳敷や板張（フローリング）張り部分をいいます。
- 玄関のたたき部分や勝手口の土間部分は違います。
靴を脱いで上がる部分、とイメージしてください。



浸水高さの測定（床上浸水）

- 畳を持ち上げると「下地板」「荒床」と呼ばれる板があります。

この板が濡れていたら
「**床上浸水**」と認定してください。



浸水高さの測定（床上浸水）

- キッチンや洗面所にある床下収納庫

この中に水が入っていても、
「**床上浸水**」にはなりません。



水災支払要件

Ⅱ. 床上浸水による損害

ちなみに・・・

簡易調査の対象にはしていませんが「**地下室がある建物**」の場合

地下室に「居住の用に供する部分の床」が**ある**場合

その地下室の床上に浸水があるときは「床上浸水」に該当します。

地下室に「居住の用に供する部分の床」が**ない**場合

床面が地盤面より下にあるため、
その地下室の床面より**45cmを超える浸水**が発生したときは
「床上浸水」に該当します。

水災支払要件

Ⅲ. 地盤面より45cmを超える浸水

『地盤面』とは

建物と建物が建つ地表面が接する部分です。

この物件の場合
青線の部分が
「地盤面」となります。



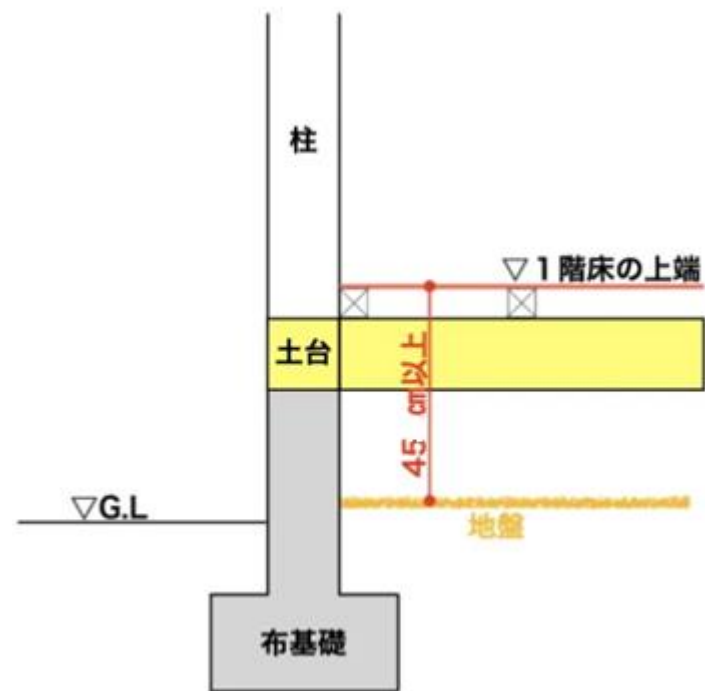
水災支払要件

Ⅲ. 地盤面より45cmを超える浸水

どうして45cm??

1階居室の床が木造である場合、
法律で床の高さを「地盤面から45cm以上」と
するよう規定されています。

建築基準法施行令
第22条(居室の床の高さ及び防湿方法)



水災支払要件

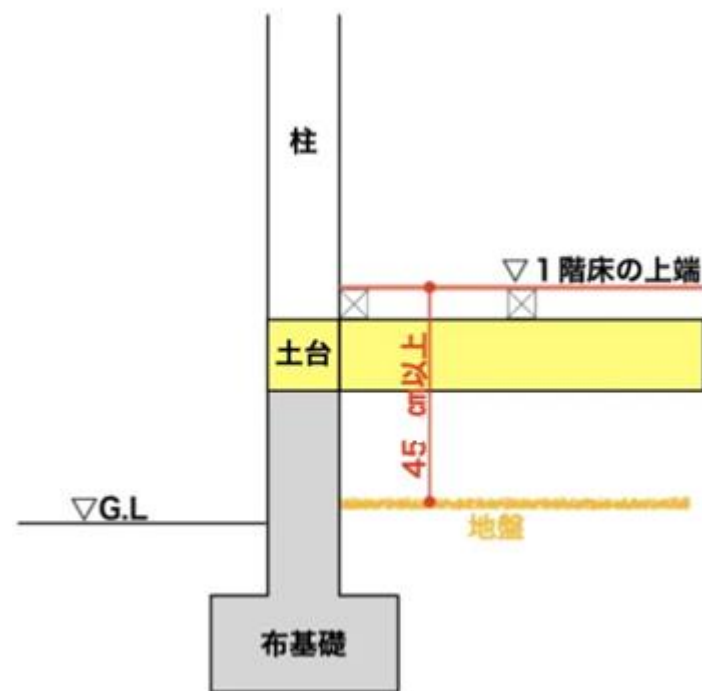
Ⅲ. 地盤面より45cmを超える浸水

つまり…

「居住の用に供する床が浸水する高さ」

≡

「地盤面から
45cmを超えて浸水する高さ」
となります。



今回の研修内容



次は浸水高
測定方法です

計測 床上浸水

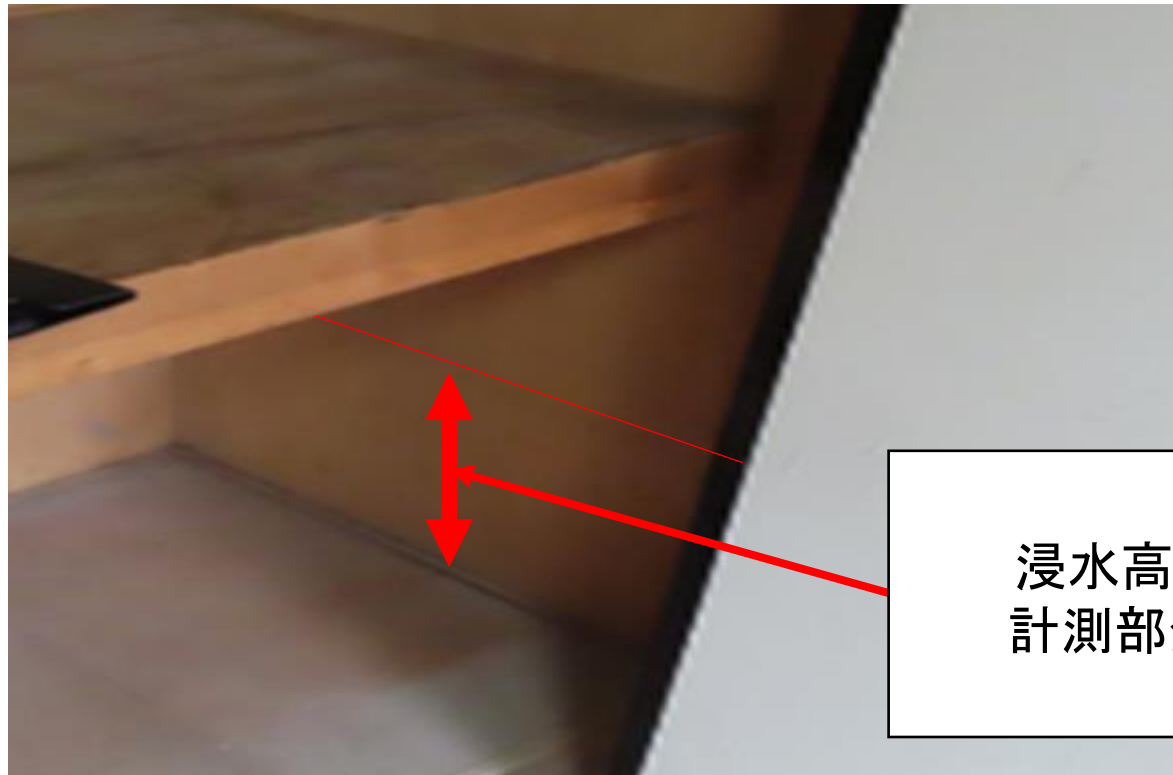


木造住宅の床上浸水高さを計ります。

こちらのお宅は畳が濡れています。

「床上浸水」となり、支払要件を満たしています。

計測 床上浸水



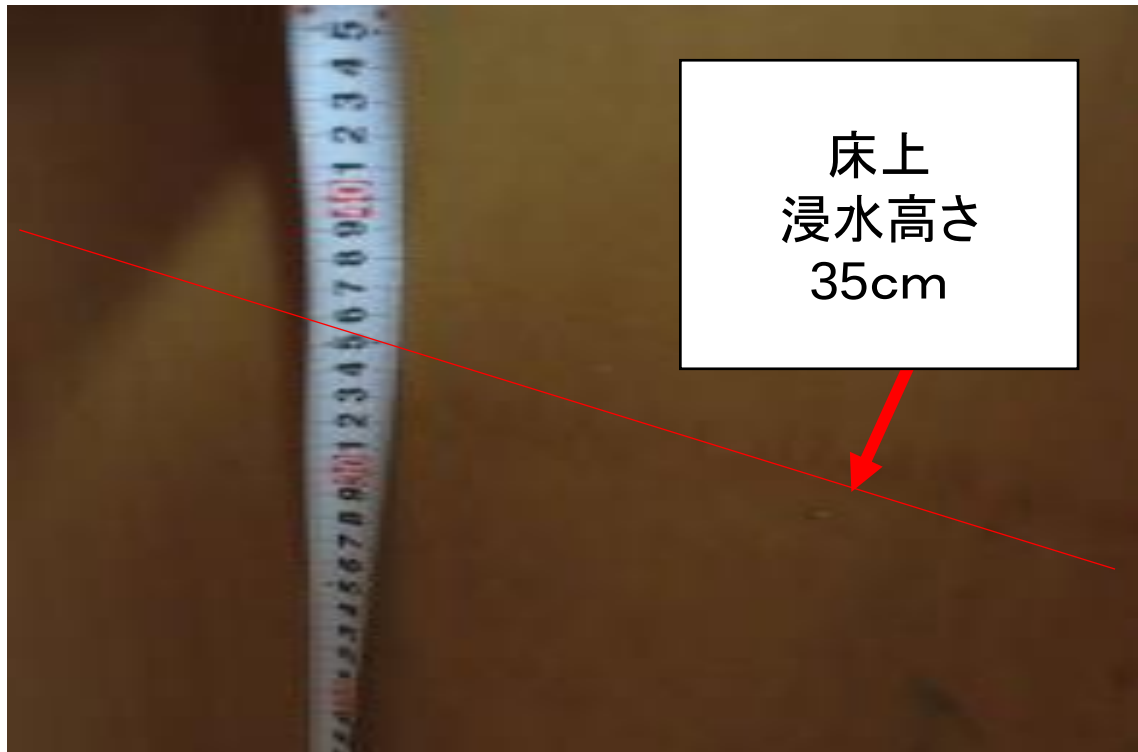
浸水高さ
計測部分

浸水高は畳を持ち上げた板(下地板・荒床)から計測してください。

この物件は押入内の浸水痕が最も高い位置にあったため、押入内で計測しています。

一つの建物で場所によって床の高さが異なる場合、最も低い床(地面に近い床)からの浸水高さを計測してください。

計測 床上浸水

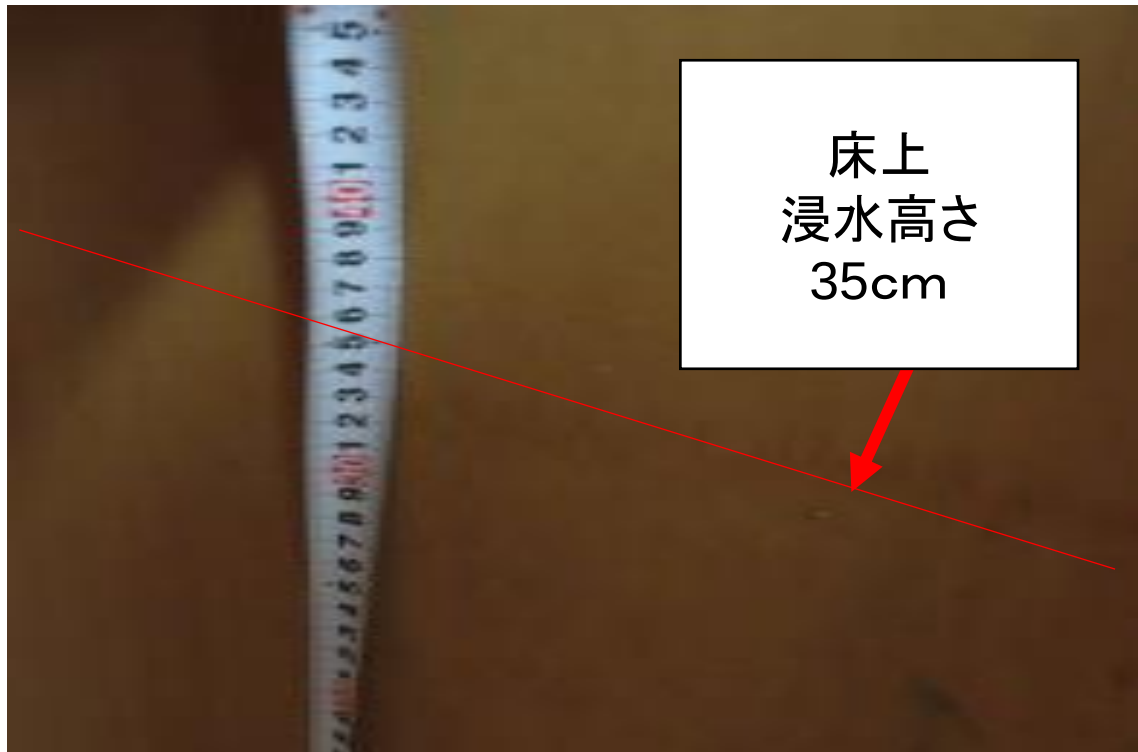


メジャーを壁にあて、
下地板から浸水痕までの高さがわかる写真を撮影します。

※この写真は浸水痕がわかりますが、
撮影状況やカメラの性能によっては写真で
見返すと浸水痕がわからなくなってしまうことが
あります。

立会宅の地域が停電から復旧していない場
合、日中の立会であっても室内が真っ暗・・・
ということもあります。

計測 床上浸水



肉眼ではわかった浸水痕が写真ではわからなくなる可能性を念頭に、

撮影時は浸水高さの部分を指差して撮影したり、付箋を貼って撮影したりするようにしてください。

写真を見返したときに浸水痕がわからず浸水高さもよくわからなくなった、という事態を防げます。

計測 地盤面から45cmを超える浸水

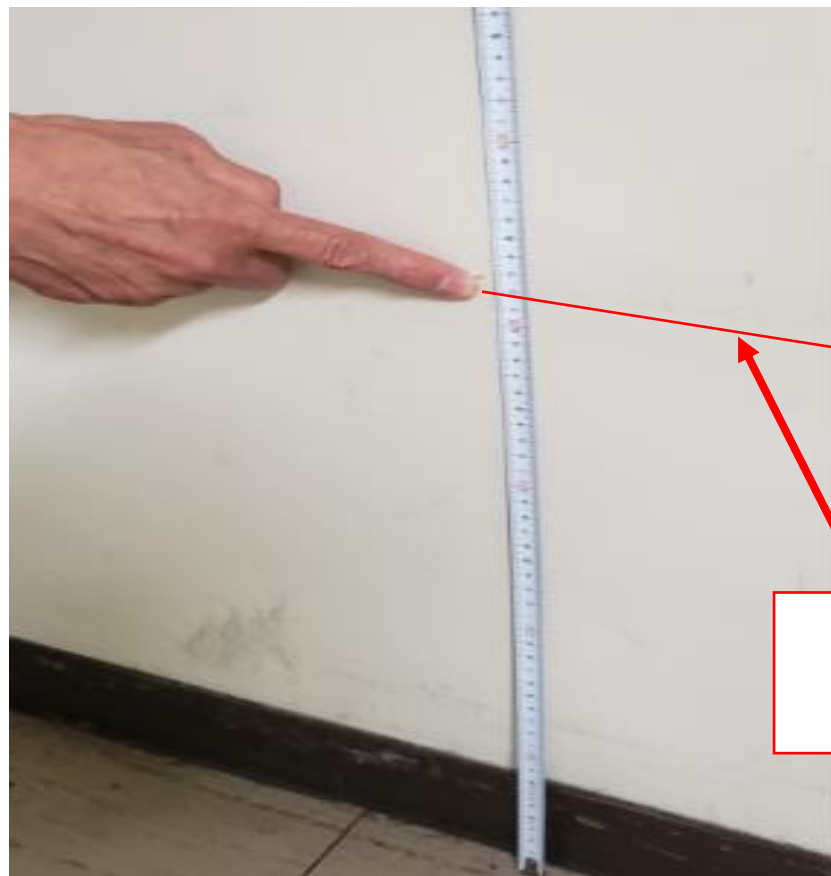


併用住宅の場合は、
建物1階部分に「居住の用に供する床」がない
ことがあります。



1階に「居住の用に供する床」がない場合の
測定方法をご紹介します。

計測 地盤面から45cmを超える浸水



室内の浸水痕を見つけ計測します。

室内浸水高さ
42cm

計測 地盤面から45cmを超える浸水



次に建物の外にまわり

建物の建つ地表面が接する部分と建物
基礎上端部分までの高さを計測します。

基礎上部までの高さ
38cm

計測 地盤面から45cmを超える浸水

基礎上部までの
高さ
38cm



室内浸水高さ
42cm



80cm

基礎上部までの高さ38cmと室内浸水高さ42cmの合計80cmが地盤面からの浸水高さとなります。

45cm < 80cmであるため、
「地盤面から45cmを超える浸水」の要件を満たしています。

今回の研修内容



次は
撮影箇所です

撮影箇所

●表札・建物全景

お客様の了承をいただいてから撮影開始します。

表札または建物全景の写真から撮影してください。

建物外部写真から撮影を始めると、
写真整理の際にどのお客様のお宅の写真かわかりやすいです。

木造2階建なのか 平屋なのか
2階建の場合は床面積比(5:5? 6:4? 7:3?)を検討しながら撮影してください。

また契約内容と建物現況が一致しているか今一度確認しましょう。



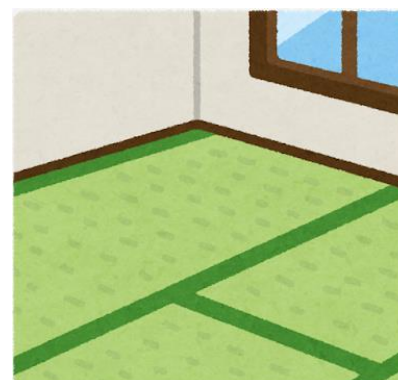
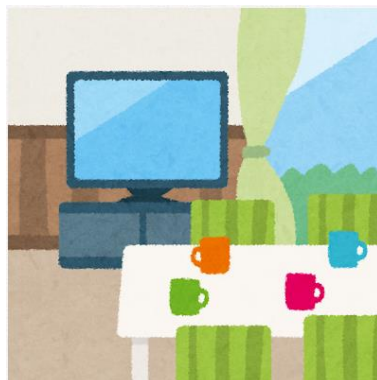
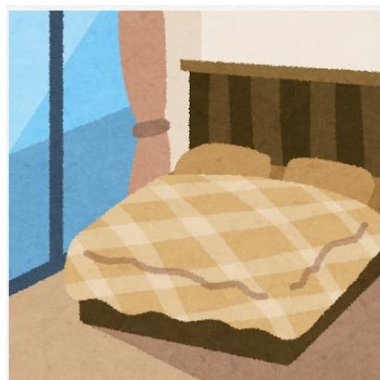
撮影箇所

● 浸水高を計測した箇所の写真

『浸水痕までの高さをメジャーをあてて計測している写真』

『浸水高を計測した箇所の引きの写真』 を撮影してください。

どの部屋で撮影した写真かわかるように撮影してください。



撮影箇所

簡易調査対象外ですが...

●家財も保険の対象である場合 被害家財の写真

廃棄済であった場合には、設置してあった場所の写真を撮影してください。

お客様が廃棄前の写真を保存されていた場合、
写真をご提供いただくか、写真を撮影させてもらってください。



今回の研修内容



次は
契約内容確認です

簡易調査 立会前・契約内容の確認

立会前に、
事故受付票に記載されている内容が
KITねっと契約状態照会画面と一致しているか確認します。

- 保険期間が事故日時点で有効な契約の証券番号か
- 契約者名・被保険者名・所在地住所

簡易調査 立会前・契約内容の確認

簡易調査の対象物件であるかを確認します。

- 保険種類は「個人用火災総合保険」か
- 約款種類は「1:再調達評価済」であるか
- 建物の構造が「H構造(木造)」であるか
- 水災危険が補償されている契約か
- 契約内容の建物階数は 2階あるいは平屋か
- 保険の対象物は 建物のみか、建物と家財か

簡易調査 立会前・契約内容の確認

GN1381		個人用火災総合保険		質権設定有無		保険期間	
証番				明細	ハ	質権	ハ
申込日	H 29.12.24	長期年払	契約者住所				
〒				期間	H 29.12.27	PM04	～ R 4.12.27 5初加
住所				所官			
氏名				扱者			
氏名				地番右	5初加	地集	口
団体				火	○	風	○
所属口				水	○	水災補償あり	
所在地				地火費/残存物/水道管/臨費10・100			
所在地				保険金額(千円)			
被保険者				個賠示談	30,000		
物件	住宅						
職作業	010	(評価済)				13,000 44,170	
職作業	010	新価・実損	2	家	6,500 7,410		
職作業	010	(再評価)				5,000 15,960	
職作業	010				2,500 2,850		
領収				承認	合計 71,170		

○は補償あり
×は補償なし

契約者＝被保険者ではない場合があるので請求書取付の際
注意してください

簡易調査 立会前・契約内容の確認

GN1381 個火総合 状態照会 1/4

証番			事故
申込日	H 29.12.24	長期	～ R 4.1
〒		TEL	
住所	福岡県		
氏名			地集 ☐
団体			1型 事故 火 風 水
所属		社員	費用 地火費 残存物 水道管 臨時費10・100
所在地	〒 83	福岡県 八女市	保険金額 (千円)
被保険者			個賠示談 30,000
物件	住宅	新価・実損 (評価済)	自己負担 0 万円
職作業	010	新価・実損 (再評価)	保険金額
領収		承認	

「残存物」の記載があれば補償あり

残存物取片付費用 保険金の補償有無

臨時費用保険金の補償有無

「臨時費10・100」は 10%・100万円限度

自己負担金

保険の対象物

建物

家財

保険金額

符	目的	基	地	金額	合計
	建物	3.398		13,000	44,170
	家財	1.14		6,500	7,410
		3.192		5,000	15,960
		1.14		2,500	2,850
				合計	71,170

簡易調査 立会前・契約内容の確認

GN1382 個火総合 状態照会 2/ 4

証番	4	T構造・M構造は 簡易調査対象外		建物構造 H構造		面積	
契約者住所	7						
契約者氏名	タ						
旧証番	4						
分担票	ナ			代分	成振	ナ	ライダー 他書類
建物構造	級別	H	H構造	建物構造			
用法	01	専用住宅	地上	2	地下	専有	151.930
戸数		含まず	畳建具等	含む	門塀物置車庫等	含む	延面積
作業人数							共有持分
特約		専用住宅・併用住宅の別	建物階数				登録
割増引							門塀物置車庫
地下階がある建物は 簡易調査対象外 門・塀・車庫被害は 簡易調査対象外							
<他保険: 無>							
保険種類							
保険会社							
満期日	対象、保険金額等						

簡易調査 立会前・契約内容の確認

GN1383 個火総合 状態照会						3/ 4	
証番							
契約者氏名							
建物	新価・実損払（評価済）						
	新価評価額		20,000 千円				
	評価方法	新築費単価法	簡易(構造級別)	構造級別	H		
	主要構造						
	屋根						
	外壁						
	新築基準単価 基礎控除率 地区別指数 新築費単価(千円) $203 \times (1 - 5.0\%) \times 0.80 = 154$						
	新築費単価 専有面積㎡ 新価基準額 $154 \times 151.930 = 23,400$						
家財	新価・実損払（罹災時再評価）		新価評価額				
			13,000 千円				
家財明記	評価方法	簡易			世帯主年齢	70	大人
	付帯ナシ			2	子供		
屋外設備装置	付帯ナシ						
	評価方法						

簡易調査 立会前・契約内容の確認

GN1041 個火総合 状態照会 4/ 4

証番		
契約者氏名		
募集人ID		直送区分
募集人名		持家借家区分
収納方法	1：口座振替	建物評価調整率
初回払込期日	始期月翌月の口座振替日	建築年月
2回目以降払込期日	毎年の口座振替日	約款区分
契約者個人法人区分	個人	
地震（異動）終期	R 4.12.27	
基本被保険者（カナ）		
個賠被保険者（漢字）		
口座振替区分	前年と同一口座	
前契約他契約口座番号		
事故番号		
地震付帯サイン	有	
約款送付を希望しない	1：はい（冊子は送付しない）	
契約データOK日	H 29.12.27	

約款区分

再調達（評価済）約款以外は簡易調査対象外

今回の研修内容



次は
水災調査報告書への記入
です

簡易調査 水災調査報告書への記入

		調査日		年	月	日
水災調査報告書（簡易査定 木造建物用）				代理店名 _____		
建 物 種 別		事故番号 _____		代理店番番番号 _____		
建 物	事故日時	R ____ 年 ____ 月 ____ 日	契約者名 _____			
	構造	☐ 本造	被保険者名 _____			
	床面積比	☐ 平屋床 ☐ 2階建 5:5 ☐ 2階建 6:3 ☐ 2階建 7:3	家財の価値がある場合 ☐ 被害なし ☐ 家財被害申告書手交済			
	用途	☐ 専用住宅 ☐ 店舗兼用住宅	他の保険契約 ☐ なし ☒ あり 他社電話番号 _____			
	前記区分	☐ 1：再調査（詳細調）	他の保険契約がある場合 他社名 _____ 他社担当番号 _____			
保険金額	千円	保険価額（新価評価額）	千円			
損害箇所の 詳細	浸水深さ ●「貼部の2箇所から1つれの方方記入してください。 ●壁紙面から計測した場合は45cm以上の数値を入力してください。					
	☐ 床上浸水深さ（1階部まで）	1階部	_____ cm	計算箇所	_____ 例：1階部	
☐ 床上浸水深さ（2階部以上）	2階部	_____ cm	早見表による損害割合 _____ %			
保 険 金 算 出 欄	①損害保険金					
	新価評価額		早見表による損害割合		損害額	
	_____ 円 × _____ % = _____ 円	自己負担金		金庫/火災は引当せん		
	損害額と保険金額のうち小さい額		_____ 円 - _____ 円 = _____ 円			
保 険 金 算 出 欄	②臨時費用保険金 _____ 補償あり ・ 補償なし _____ 支払限度額 _____ 万円					
	①で算出した損害保険金		支払割合		_____ 円 × _____ % = _____ 円	
	_____ 円 × _____ % = _____ 円		_____ 円			
	③残存物品取付費用保険金 _____ 補償あり ・ 補償なし _____					
保 険 金 算 出 欄	支払限度額計算					
	①で算出した損害保険金		支払割合		支払限度額	
	_____ 円 × 10 % = _____ 円		_____ 円			
	☐ 賠償決定で支払う場合		支払割合 _____			
い す け に お よ ぶ 事 項	☐ 実費を支払う場合（処分費用取付け書類が郵送です）		_____ 円 × 5 % = _____ 円		_____ 円	
	☐ 即時点検及び修繕等の実費が発生していないことを確認の上、後日実費が発生した場合「追加請求可能」であることをご併せて説明		_____ 円			
	☐ 即時点検及び修繕等の実費が発生していることを確認の上、後日実費が発生した場合「追加請求可能」であることをご併せて説明		_____ 円			
	①+②+③ 支払保険金		_____ 円			
代理店からの伝票等への伝票						
災害発生経緯	月	日	印	代理店営業所・営業士	代理店営業所形状	被保険者（ ）
災害発生からの経過	☐ 不備箇所があります。 ☐ 貸借対照表より承継の手続きの開始で支払まで1か月前後かかる取扱保険者に伝えてください。手続中は災害発生日よりします。					

「水災調査報告書(簡易調査 木造建物用)」への記載方法を説明します。

なお、調査報告書記載項目は
今後の約款改定、簡易調査方法の変更、
対策室運営ルールの変更といった事情により
部分的な修正を行う場合があります。
ご了承ください。

まず、被害建物情報について記入します。

簡易調査 水災調査報告書への記入

立会前に記入可能な欄は
事前に記入を済ませておく
と立会時にスムーズです

水災調査報告書（簡易査定 木造建物用）

整理番号	九州10-30		事故番号	520*0000001		調査日	R 2 年 7 月 20 日		代理店名	◎◎保険代理店	
			代理店確認者名	代理 店太							
建 物	事故日時	R 2 年 7 月 10 日			契約者名	山田 ○子					
	構造	☒ 木造			被保険者名	山田 ☆夫					
	床面積比	☐ 平屋建 ☒ 2階建 5:5 ☐ 2階建 6:3 ☐ 2階建 7:3			家財の補償がある場合	☐ 被害なし ☒ 家財損害申告書手交済					
	用法	☒ 専用住宅 ☐ 店舗併用住宅			他の保険契約	☒ 無し ☐ 有り		他社電話番号			
	約款区分	☒ 1:再調査（評価済）			他の保険契約がある場合	他社名		他社担当者名			
	保険金額	10,000 千円			保険価額（新価評価額）	13,000 千円					

家財被害・
他社契約情報は
立会時にお客様
に確認して
記載してください

簡易調査 調査報告書への記入

次に測定した浸水高を記入します

損害割合の算出欄		浸水深さ				計測箇所	
		床上浸水深さ (1階部まで)	1階部	cm			例：1階居間
☒			15	cm		1階側南和室	
☐		床上浸水深さ (2階部以上)	2階部	cm			
						早見表による損害割合	%

計測した場所を記入してください

1階部か2階部のいずれか
片方記入します

2階まで浸水しているときは
「2階の浸水深さ」を記入します

「1階床面から測定した浸水深さ」ではありません
「2階にあがって、2階の床面から測定した浸水深さ」です

次に
「早見表による損害割合」
の確認方法を説明します

※地盤面から計測した場合は45cm差し引いた数値を入力してください。

簡易調査 水災調査報告書への記入

浸水高 (cm)	平屋	2階建				3階建	
		ビロティ無し			ビロティ 有り	ビロティ 無し	ビロティ 有り
		1階面積 割合 50%	1階面積 割合 60%	1階面積 割合 70%			
1	8%	4%	5%	6%	2%	3%	2%
5	13%	7%	8%	9%	4%	4%	3%
10	18%	9%	11%	13%	5%	6%	4%
15	22%	11%	13%	15%	7%	7%	4%
20	25%	13%	15%	18%	8%	8%	5%
25	29%	14%	17%	20%	9%	10%	6%
30	32%	16%	19%	22%	10%	11%	6%
35	35%	18%	21%	25%	11%	12%	7%
40	38%	19%	23%	27%	12%	13%	8%
45	41%	21%	25%	29%	12%	14%	8%
50	45%	22%	27%	31%	13%	15%	9%
55	46%	23%	28%	32%	14%	15%	9%
60	48%	24%	29%	34%	14%	16%	10%
65	50%	25%	30%	35%	15%	17%	10%
70	52%	26%	31%	36%	16%	17%	10%
75	54%	27%	32%	38%	16%	18%	11%
80	56%	28%	33%	39%	17%	19%	11%
85	57%	29%	34%	40%	17%	19%	11%
90	58%	29%	35%	41%	18%	19%	12%
95	60%	30%	36%	42%	18%	20%	12%
100	61%	30%	37%	43%	18%	20%	12%

これが「損害割合簡易基準早見表」です。

全部で浸水階ごと区分けされており、木造は3種類あります。

1. 木造1階
2. 木造2階
3. 木造3階



浸水階が1階なので「1.木造1階」の表を確認します。

今回確認するのは「2階建」「床面積比 5:5」
「1階部浸水高15cm」の場合の損害割合です。

簡易調査 水災調査報告書への記入

「2階建」「床面積比 5:5」「1階部」の表を見ます。

(参考)

地盤面から計測した場合は
45cm差し引いた数値の欄を
確認します

(1) 木造1階

浸水階を確認します。

何階建ての建物か確認します。

ピロティの有無を確認します。

1階面積の割合を確認します

浸水高 15cmの場合は
「損害割合11%」です

浸水高 (cm)	平屋	2階建				
		ピロティ無し			ピロティ 有り	ピロティ 無し
		1階面積 割合 50%	1階面積 割合 60%	1階面積 割合 70%		
1	8%	4%	5%	6%	2%	3%
5	13%	7%	8%	9%	4%	4%
10	18%	9%	11%	13%	5%	6%
15	22%	11%	13%	15%	7%	7%

簡易調査 水災調査報告書への記入

「早見表」で確認した結果を記入します。

損害割合の算出欄	浸水深さ				
	☒	床上浸水深さ (1階部まで)	1階部	15	cm
	☐	床上浸水深さ (2階部以上)	2階部		cm
			計測箇所	1階南和室	
				例：1階居間	
				早見表による損害割合	
				11 %	

※ここまではお客様が簡易調査を希望されない場合も記入してください

簡易調査 水災調査報告書への記入

簡易調査での支払保険金算出にご了承いただけるかお客様に確認します。

通常は修理見積書を提出いただき損害保険金の額を算出しますが、
広域災害の場合には修理業者も依頼が殺到し見積書をご用意いただくにも時間がかかってしまいます。

早期にお支払いするために簡易調査で算出した額での保険金受領をお勧めすることを伝えます。

簡易調査で算出した保険金の支払を受けた後でも、修理見積書の提出があった場合には
改めて支払保険金を計算し、追加でお支払いできる部分があるか検討可能である旨説明します。

次ページから
簡易調査による
損害保険金算出に
ついて
説明します

ご了承いただいた場合、簡易調査による損害保険金算出を行います。



ご了承いただけなかった場合は、「返信用封筒」を手交し、
見積書取得後提出くださるよう依頼します。



簡易調査 水災調査報告書への記入

①損害保険金を算出します。

契約時の新価評価額
(KITねっと 状態照会画面の3画面目)

$$13,000,000\text{円} \times 11\% = 1,430,000\text{円}$$

①損害保険金	新価評価額	早見表による損害割合	損害額
	13,000,000 円	11 %	1,430,000 円
損害額と保険金額のうち小さい額		自己負担金	①
1,430,000 円		0 円	1,430,000 円

全損のときは引きません

損害保険金が算出されました

保険金額10,000,000円と
損害額1,430,000円のうち小さい額を記入

自己負担金の設定がある場合は引きます

簡易調査 水災調査報告書への記入

②臨時費用保険金を算出します。

臨時費用保険金の補償有り無しを確認します

支払限度額を記入します
「臨時費用 10・100」

②臨時費用保険金

補償あり

・ 補償なし

支払限度額 100 万円

①で算出した損害保険金

1,430,000

円

×

支払割合

10

%

=

②

143,000

円

支払割合を記入します
「臨時費用 10・100」

支払限度額を超えていないか
確認してください

臨時費用保険金が
算出されました

簡易調査 水災調査報告書への記入

残存物取片付費用保険金の補償有り無しを確認します

③残存物取片付費用保険金を算出します。

保険金算出欄

③残存物取片付費用保険金

補償あり

・ 補償なし

支払限度額計算

①で算出した損害保険金

1,430,000

円

×

支払割合

10

%

=

支払限度額

143,000

円

☒ 簡易算定で支払う場合

1,430,000

円

×

支払割合

5

%

=

71,500

円

※支払う場合（処分費用裏付け書類が必要です）

支払限度額より少ないことを確認してください

被害状況より

明らかに修理業者による建物修理が必要

と見込まれる場合

「簡易調査で支払う場合」を選択してください。

③

確認のうえ、
とを併せて説明済

円

簡易調査 水災調査報告書への記入

③残存物取片付費用保険金を算出します。

保険金算出欄	③残存物取片付費用保険金 補償あり ・ 補償なし		
	支払限度額計算		
	①で算出した損害保険金 1,430,000 円	支払割合 10 %	支払限度額 143,000 円
	$\text{1,430,000 円} \times 10 \% = \text{143,000 円}$		
いずれか1つ□をチェック	☐ 簡易調査	立会時に処分費用の裏付け資料の提出があった場合は2つ目のチェックボックスに印をいれます	
	☒ 実費を支払う場合（処分費用裏付け書類が必要です）	支払限度額以上は払えません	
	☐ 現時点取片づけ費用等の実費が発生していないことを確認のうえ、後日実費が発生した場合は「追加請求可能」であることを併せて説明済		
		③	円

簡易調査 水災調査報告書への記入

③残存物取片付費用保険金を算出します。

保険金算出欄	③残存物取片付費用保険金 補償あり ・ 補償なし		
	支払限度額計算		
	①で算出した損害保険金 1,430,000 円	支払割合 10 %	支払限度額 143,000 円
	$1,430,000 \text{ 円} \times 10 \% = 143,000 \text{ 円}$		
いずれか一口をチェック	☐ 簡易調査	被害状況より 修理業者による建物修理は不要と見込まれ、 立会時点でも処分費負担が発生していない場合 3つ目のチェックボックスに印をいれます	
	☐ 実費調査		
	☒ 現時点取片づけ費用等の実費が発生していないことを確認のうえ、 後日実費が発生した場合は「追加請求可能」であることを併せて説明済		
			円

簡易調査 水災調査報告書への記入

③残存物取片付費用保険金を算出します。

今回は「簡易調査で支払う場合」とします

③残存物取片付費用保険金		補償あり		補償なし	
支払限度額計算					
①で算出した損害保険金		支払割合		支払限度額	
1,430,000 円		10 %		143,000 円	
☒ 簡易算定で支払う場合					
1,430,000 円		5 %		71,500 円	
☐ 申請書で支払う場合 (但し費用発生は必要です)					
支払限度額より少ないことを確認してください					
☐ 現時点取片づけ費用等の実費が後日実費が発生した場合は「					

残存物取片付費用保険金が算出されました

③ 71,500 円

簡易調査 水災調査報告書への記入

①+②+③ 支払保険金	1,644,500 円
-------------	-------------

お客様には、概算として計算結果をお伝えします。

正式なご案内は保険会社確認後となることを必ず伝えてください。

今回の研修内容



次は
お客さまに
お伝えいただくこと
について説明します

簡易調査 お客様にお伝えいただくこと

●質権設定がある場合

保険契約上、保険金に▲▲銀行による質権が設定されており、お客様に保険金をお支払いするために▲▲銀行の承諾が必要となることを伝えます。

承諾をいただく手続きは共栄火災が行いますが、▲▲銀行から承諾書が発行されるまで時間がかかることを伝えます。

承諾書をいただいた後のお支払いになることをご了解いただいでください。

どのくらいかかるか聞かれたら、「銀行次第であるが場合によっては1か月くらいかかる場合もある」とお伝えください。



簡易調査 お客様にお伝えいただくこと

●家財の保険契約があり、家財にも水災被害がある場合

収容建物への浸水が床上浸水であるか、
または地盤面から45cmを超える浸水がある場合に、
家財の水災被害も補償の対象となります。



家財は簡易調査の対象にはならないため、
書面による申告が必要となることを伝えてください。

簡易調査 お客様にお伝えいただくこと

●家財の保険契約があり、家財にも水災被害がある場合

家財損害明細シート

作成日 年 月 日

氏名

該当に○を付けてください。
家財収容建物は、(賃貸・持ち家)です。

この用紙は、どのような家財に被害があったかを申告していただくものです。

おもな家財をリストアップして、標準的な単価を表示しています。被害にあった家財について被害数量欄に個数を記入してください。

標準単価が、被害にあった家財と同等のものを1つ購入する価格と合わない場合は、同等品価格欄に記入をお願いします。

区分	No.	品目	標準単価	同等品価格 単価	被害 数量	備考
① 家具、 インテリア類	1	食器棚	70 000円	000 円		
	2	サイドボード	53 000円	000 円		
	3	座卓	28 000円	000 円		
	4	座イス	11 000円	000 円		
	5	マガジンラック	5 000円	000 円		
	6	本箱、本棚	18 000円	000 円		
	7	書斎机・イス	32 000円	000 円		
	8	学習机・イス	72 000円	000 円		
	9	パソコンラック・イス	11 000円	000 円		
	10	電気スタンド	18 000円	000 円		
	11	ベッド	48 000円	000 円		
	12	鏡台・ドレッサー	53 000円	000 円		
	13	金庫	32 000円	000 円		
	14	カーテン	4 000円	000 円		
	15	マット類(玄関マットなど)	5 000円	000 円		
	16	掛け時計／置き時計(目覚まし時計を含む)	5 000円	000 円		
	17	花器・花瓶	17 000円	000 円		
	18	くずかご	2 000円	000 円		
	19	傘立て	8 000円	000 円		
	20	消火器	11 000円	000 円		
	21	非常用防災袋	11 000円	000 円		
	22	洋服ダンス・整理ダンス(1点で10万円未満)	85 000円	000 円		
	23	和ダンス	188 000円	000 円		

大規模災害用に
「家財損害明細シート」を用意しています。

通常ご利用いただいている「損害明細書」より簡便に
ご申告いただけるよう、一般的な家財品目名が記載
されています。

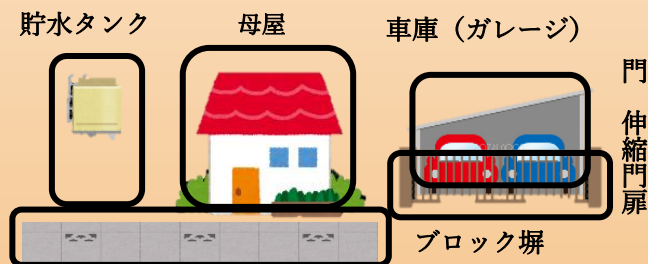
本紙と「返信用封筒」をお客様にお渡してください。

後日ご提出いただいた「家財被害明細シート」をもとに
保険会社が家財分のお支払い金額を算出することを
伝えてください。

簡易調査 お客様にお伝えいただくこと

●母屋以外に被害がある場合

個人用火災総合保険の場合、建物(母屋)、門、塀、垣、車庫、その他付属建物ごとに損害認定を行います。



黒枠ごとに損害認定をすることになります

建物(母屋)の損害分は簡易調査で算定可能ですが、
建物(母屋)以外は簡易調査では算定ができないため、浸水高の測定と写真撮影のみ行い、返信用封筒を手交して見積書の送付をお客様に依頼してください。

今回の研修内容



次は
お客さまに
確認すること
です

簡易調査 お客様に確認いただくこと

●他の保険契約の有無

他社保険契約の有無を確認してください。

他社保険契約があった場合

- ・他の保険会社名
- ・他社の証券番号
- ・他社担当者名

を伺い、「簡易調査 調査報告書」に記載してください。

「他社受付番号」がわかるようでしたら余白に記入いただけると助かります。

他の保険契約	☐ 無し ☒ 有り	他社 電話番号	0000-1111-2222
他の保険契約がある場合	他社名	A損害保険	他社 担当者名 ●田

「他社にも保険契約があるがまだ事故報告していない」という場合は、事故報告するようお願いしてください。

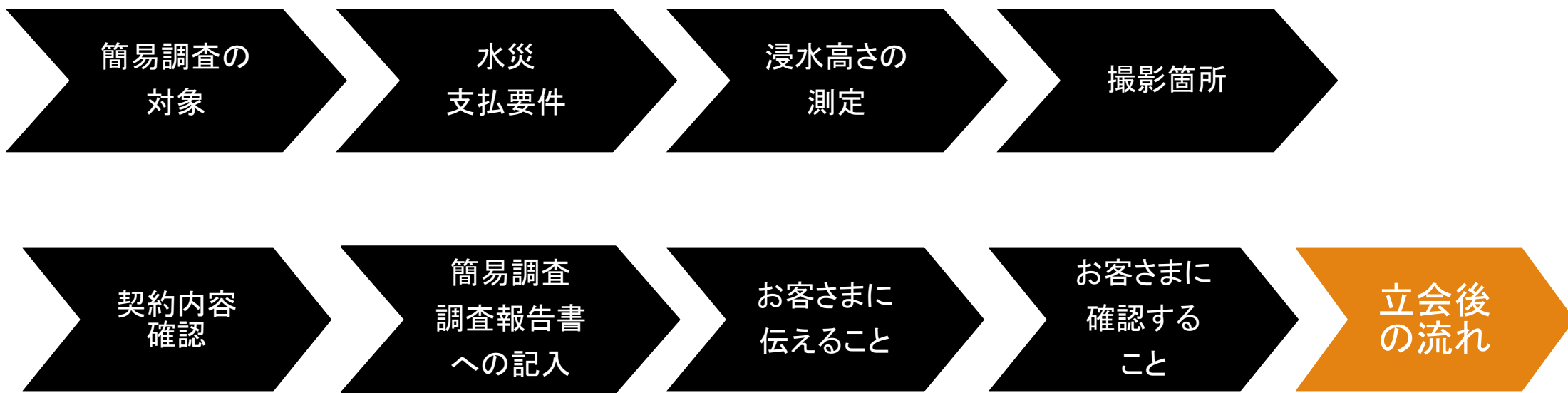
簡易調査 保険金請求書の手交・回収

保険金請求書は立会時にお客様に記入いただき、
可能な限り回収します。

回収できない場合は、返信用封筒に事故番号を記入して手交してください。

なお、建物が共有建物である場合、連名で記載するようにお願いしてください。

今回の研修内容



最後に
立会後の流れを
説明します

簡易調査 撮影写真の提出方法

事故番号 520 * 0000001 山田○子様宅



A4サイズ

写真はA4サイズの紙に
4～6枚ずつ印刷してください

L判サイズでプリントした場合は
A4の用紙に貼り付けてください

余白にお客さまのお名前と事故番号を記載し
てください

簡易調査 共栄火災に立会結果報告

提出物は下記5点です。

- 1.「水災調査報告書(簡易調査 木造建物用)」
- 2.「調査費用明細表」
- 3.「保険金請求書」(立会時に回収できた時)
- 4.「写真」
- 5.「家財損害明細シート」(立会時に回収できた時)

用紙見本なので白紙です

共栄火災で簡易調査内容をチェック

提出いただいた資料の内容を対策室にてチェックします。

支払保険金の額が決定したら、災害対策室から代理店にご連絡します。

決定した支払保険金の額を代理店よりお客さまにご案内してください。

金額協定できたら、
協定から1～2週間程で保険金がお客様ご指定口座に支払われる旨お伝えください。

不備書類がなく、
また質権設定がない場合です

お客様にご案内した結果を災害対策室に報告してください。

ご清聴ありがとうございました。



お疲れ様でした。
大規模災害発生時は
御協力お願いいたします